栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「土砂条例」という。）に定めるもののほか、事業者が、採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定により岩石又は砂利の採取計画の認可を受け、当該採取計画に従って土砂等により採取場の埋立て等を行う場合における申請、届出その他の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語は、土砂条例で使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　一　土砂等　土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。

二　要検査土砂等　土砂等のうち、採石法、砂利採取法その他の法令の規定による許認可等を受けた採取場その他の場所（以下「認可採取場等」という。）から発生する岩石、砂利、鉱石及び土砂等であって土壌の汚染のおそれがないと認められるものを除いたものをいう。

三　埋立て等　土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為をいい、製品の製造又は加工のための原材料のたい積及び一時たい積（他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う行為をいう。以下同じ。）を除く。

四　一時たい積場　一時たい積が行われる場所をいう。

五　地山　認可採取場等以外の場所であって、当該場所以外の場所からの土砂等の混入又は異物の吸着のおそれがなく、自然の状態が維持されていると知事が認めるものをいう。

（土砂等の埋立て等に係る手続）

第３条　採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可を受け、当該採取計画に従って土砂等により採取場の埋立て等を行おうとする者は、採取計画に次に掲げる事項を記載した認可申請書を、知事に提出するものとする。

一　採取場の埋立て等に使用する土砂等の量

二　採取場の埋立て等に使用する土砂等の採取場所及び当該採取場所からの搬入予定量

三　採取場の埋立て等を行う区域の面積

四　採取場の埋立て等に使用する土砂等の採取場所からの搬入計画

２　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該認可申請書に添付する他の書類からその内容が明らかであることその他の事由により添付する必要がないと認められるときは、これを省略することができる。

一　埋立て等を行う区域を使用する土砂等の採取場所ごとに記載して調製した採取場の計画平面図、計画縦断面図及び計画横断面図

　二　採取場の埋立て等に使用する土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該採取場に運搬する経路を記載した書面

三　採取場の埋立て等に使用する土砂等の予定量に係る計算書

四　採取場の埋立て等を要検査土砂等により行う場合は、当該埋立て等についての当該採取場の土地の所有者の同意書（別記様式第１号）

五　採取場の区域から当該区域外に排出される水の汚染状態を測定するための施設を設置する場合は、当該施設の概要を記載した書類

六　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（土砂等の埋立て等の変更に係る手続）

第４条　採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた者（以下「認可事業者」という。）が、前条第１項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、採石法第33条の５又は砂利採取法第20条第１項の規定による採取計画の変更認可申請書を、知事に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、埋立て等に使用する土砂等の量の増加を伴わない変更であって、埋立て等に伴う災害の発生のおそれがないものであるときは、栃木県岩石採取計画認可事務取扱要綱第８条第１項又は栃木県砂利採取計画認可事務取扱要綱第11条第１項に規定する軽微な変更として、知事にその旨の届書を提出するものとする。

３　第１項の変更認可申請書及び第２項の届書には、前条第２項に掲げる書類のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付するものとする。

（土砂等の搬入の届出）

第５条　認可事業者は、採取場に要検査土砂等を搬入しようとするときは、当該要検査土砂等の採取場所ごとに、その旨を知事に届け出るものとする。

２　前項の届出は、要検査土砂等の量が５千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第２号）を作成し、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

一　搬入しようとする要検査土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第３号）

二　搬入しようとする要検査土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに検査試料採取調書（別記様式第４号）及び計量証明書（計量法（平成４年法律第51号）第110条の２第１項の規定による証明書をいう。以下同じ。）

３　前項第２号の計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第３号。以下「土砂規則」という。）第９条第４項に定める方法により行うものとする。

（定期検査）

第６条　前条第１項の届出をした認可事業者は、要検査土砂等による埋立て等を開始した日から６月ごとに、当該届出に係る採取場の区域から当該区域外に排出される水の水質検査を行うものとする。ただし、採取場の構造その他の事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該採取場の区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる（以下「定期検査」という。）。

２　前項本文の水質検査は、土砂規則第11条第１項に定める方法により行うものとする。

３　第１項ただし書の地質検査は、土砂規則第12条第１項に定める方法により行うものとする。　　　この場合において、同項第１号の表の１ヘクタール未満の項中「２」とあるのは、「２（５千平方メートル未満の場合は、１）」とする。

４　第１項の定期検査を行った認可事業者は、当該６月を経過した日から２週間以内に、次の各号に定める書類を添付して、水質検査等報告書（別記様式第５号）を知事に提出するものとする。

　一　土砂等による埋立て等状況報告書（別記様式第６号）

　二　水質検査の場合、当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

三　地質検査の場合、当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（完了検査）

第７条　第５条第１項の届出をした認可事業者は、要検査土砂等による埋立て等を完了したときは、当該届出に係る採取場の区域から当該区域外に排出される水の水質検査を行うものとする。この場合において、前条第１項ただし書の規定を準用する（以下「完了検査」という。）。

２　前項の完了検査において、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

３　第１項の完了検査は、知事が指定する職員の立会いの下、知事が指定する期日に行うものとする。

４　第１項の完了検査を行った認可事業者は、知事が別に指定する日までに、次に掲げる書類を添付して、水質検査等報告書を知事に提出するものとする。

　一　土砂等による埋立て等完了報告書（別記様式第７号）

　二　水質検査の場合、当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第２項で準用する前条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

三　地質検査の場合、当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第２項で準用する前条第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（一時たい積場の土砂等により埋立て等を行う場合の特例）

第８条　一時たい積場にたい積されている土砂等により採取場の埋立て等を行う場合は、当該一時たい積場において、当該土砂等を採取場所ごとに区分するために必要な措置が講じられていなければならないものとする。ただし、当該一時たい積場において、次の各号のいずれにも適合する措置が講じられているときは、この限りでない。

一　一時たい積場に土砂等が搬入される際、当該土砂等について土砂規則第９条第２項及び第３項に規定する書類又はこれらの書類に相当するものとして知事が認めるものが作成されていること。

二　一時たい積場において、土砂規則第13条の表第２項若しくは第５項に掲げる書類又はこれらの書類に相当するものとして知事が認めるものが作成されていること。

三　一時たい積場において、土砂規則第６条の２各号に掲げる措置その他当該土砂等を適正に管理するための措置が講じられていること。

２　前項の規定による一時たい積場にたい積されている土砂等により採取場の埋立て等を行おうとする場合、第３条から前条までの規定の適用については、当該一時たい積場（当該一時たい積場において当該土砂等を採取場所ごとに区分するために必要な措置が講じられている場合にあっては、当該措置が講じられたそれぞれの場所）を当該土砂等の採取場所とみなすものとする。この場合において、第１項第１号及び第２号の書類をもって、第５条第２項各号に掲げる書類に代えることができる。

３　前項後段の規定について、当該一時たい積場が土砂条例又は土砂条例と同等の趣旨で制定された他の地方公共団体の条例の規定による許可を受けたものであるときは、当該一時たい積場の許可書及び当該土砂等の搬入届又は当該土砂等が全て記載された特定事業（一時たい積事業）状況報告書の写しを、第１項第２号に掲げる書類とすることができる。

（地山から採取する土砂等により埋立て等を行う場合の特例）

第９条　地山を採取場所とする土砂等により採取場の埋立て等を行う場合であって当該採取場所が１であるときは、第５条第１項の規定による届出は、同条第２項の規定にかかわらず、当該採取場に搬入するために当該地山から採取する土砂等の量に応じた数（５千立方メートルまでごとに、１）の試料を均等に採取し、これらを混合し、１試料として作成したものを同項第２号各号の添付書類として、行うことができる。

２　地山を採取場所とする土砂等により採取場の埋立て等を行う場合であって当該採取場所が１であるときは、定期検査及び完了検査において、第６条第３項（第７条第２項により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同項の規定により採取した試料を、さらに混合して１試料とすることができる。

（土砂等管理台帳の作成）

第10条　認可事業者は、当該認可に係る採取場の埋立て等に使用された土砂等について、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳（別記様式第８号）を作成するものとする。

一　採取場に搬入される土砂等の総量

二　採取場に搬入される土砂等の採取場所

三 採取場に搬入された土砂等の１日当たりの量

四　その他必要な事項

２　認可事業者は、前項の規定により作成した土砂等管理台帳を記載の日から２年間保存するものとする。

（土砂等の搬入車両への表示）

第11条　認可事業者は、車両を使用し、当該認可に係る採取場に土砂等を搬入しようとするときは、次に掲げる事項を記載したものを当該車両の見やすい箇所に表示するものとする。

一　採取場の埋立て等に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨

二　採取場の所在地

三　認可を受けた事業者名及び認可の番号

附　則

（適用期日）

１　この要綱は、平成18年７月１日から適用する。

（経過措置）

２　この要綱は、適用の日以後に認可の申請がなされる採取場の埋立て等から適用し、同日前に認可の申請がなされた採取場の埋立て等については、この要綱の適用後も、なお従前の例による。

３　前項に定めるもののほか、この要綱の適用に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年７月１日から適用する。

附　則（令和３年３月25日改正）

この要綱は、令和３年６月１日から適用する。